

令和5年4月1日

石川県柔道連盟関係者 各位

石川県柔道連盟
新型コロナウイルス感染症対策委員会

コロナ禍における活動指針について (20230401 版)

石川県柔道関係者の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は本連盟の活動に対し、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年3月13日より、マスクの着用について個人の判断が基本となりました。また、同年5月8日には、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、5類感染症に変更となる予定であります。

このことから、本連盟の新型コロナウイルス感染症に対する指針を、以下のとおり変更しますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

【県柔連として目指す形】

『世の中の流れに抗わない形で、柔道の普及に努める』

本連盟として行事实施時のみならず日頃の感染症対策を万全に行なったうえで、各種活動を継続させていきます。

【各種事業の開催について】 ※主催団体・委員会遵守事項

1. 石川県内で各種事業を開催する際に提出していただいていた、感染症対策申告書は不要とします。
2. 各種事業は、主催団体の指針に則って実施されるものとします。県柔連として可否について言及はいたしません。但し、競技団体のガイドラインを基準としなければならない場合、主催団体の意向を確認のうえ、必要に応じて助言を行います。
3. 基本的な感染対策として、施設入口での検温、手指の消毒、適切な換気及び畳の消毒については、継続して実施願います。

【各種事業の参加について】 ※参加団体・参加者の遵守事項

1. 原則として、健康チェックシート項目に抵触しないことを参加条件とします。
2. 同じ対象（小学生、中学生、高校生等）であっても、主催団体によって開催条件が異なる場合があります。
3. 県規模での競技会においては、観客の制限は設けないこととします。ただし、有観客で実施した際に密集が予想される場合は、主催団体にてマスクの着用を推奨願います。また、観客についても健康チェックシートの項目に抵触するような場合は、入場を認めないよう対処願います。

【県内外の交流について】 ※団体代表者・指導者の遵守事項

1. 関連する都道府県の状況を把握し、他の管轄団体（体育協会、中体連、高体連、所属学校）における指針と照らし合わせ、総合的に判断してください。
2. 自チームが出向く場合、主催団体が行う感染症対策や参加団体を事前に把握してください。
3. 未成年の場合、参加に関しては保護者の同意は必須としますが、正当な理由により不参加となった選手が不利益を被ることのないように注意してください。また、参加せざるを得ない状況に選手や保護者を追いやり（参加しない場合は大会に出さない等）、形だけの同意書とならないように注意

してください。これらはハラスメントの観点から、指導者資格の停止などの処分を受ける可能性があります。

4. どのような状況であれ、実施可能と判断した根拠を関係者（学校や保護者）に通達すると同時に、書面に残しておくようにしてください。

【日々の活動について】 ※団体代表者遵守事項

1. 練習時には日々の健康チェックを入念に行なってください。
 - ①本人の体調に異変がある場合、練習への参加、出稽古・大会への参加は絶対に行わない（行わせない）ようにしてください。1名の数日の行動が、多くの方の数週間の活動に影響します。
 - ②同居者で体調が優れない方がいる場合も、同居者の状況（職業、行動歴）によっては参加を見合わせるなど適宜ご対応ください。
2. 指導者の目の届かない場所（寮、部室、練習後の道場）でのマスクなしの雑談などがクラスター発生要因として指摘されているので注意してください。

【日常生活について】 ※団体代表者、選手、保護者の遵守事項

本人のみならず家族の皆さまも日常生活での感染対策を徹底して（させて）ください。以下の新しい生活様式の実践例を参考に、家庭内に持ち込まないことが何よりも重要です。

＜感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い＞

- ①人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ②会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ③外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- ④家に帰ったらまず手や顔を洗う。人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ⑤手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

【メンバーが感染者（陽性者）となった場合】

【メンバーが濃厚接触者となった場合】

【メンバーは濃厚接触者ではないが、生活や活動を共にする者が濃厚接触者となった場合】

県柔連ホームページに掲載中の「練習停止・練習再開の基準」を参照してください。

【指針に反する行為について】 ※指導者遵守事項

全柔連通知 2021年5月28日付

『指針に反する行為があった際には、指導者資格制度規程「第7条 指導者（A指導員、B指導員に限る）としての技量が不足していると認めるときは、本連盟はその指導者資格について期間を定めて停止し、または喪失させることができる。」に沿って対処する可能性がある。また都道府県柔道連盟（協会）ではC指導員について、上記に準ずる措置を検討いただきたい。』

ライセンス種類問わず、不適格な指導が行われた際には、指導者資格の停止や喪失の可能性があります。

【ホームページ掲載事項】

- ・コロナ禍における活動指針について【20230401版】※本資料
- ・練習の休止、再開、大会出場基準等
- ・【202205改訂】持参用健康チェックシート（検温あり、なし）
- ・【202210改訂】持参用健康チェックシート〔チーム用〕
- ・健康管理表（日常生活用）
- ・衛生管理チェックシート（自宅用）
- ・衛生管理チェックシート（道場管理者用）
- ・出場許可証明書（所属の感染無）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染について〔県柔連報告様式〕
- ・COVID-19感染・濃厚接触者報告書〔全柔連報告様式〕
- ・COVID-19報告者一覧〔全柔連報告様式〕
- ・COVID-19報告感染・濃厚接触者最終報告書〔全柔連報告様式〕

【連絡が必要な事柄】

- ・感染者が出た場合の報告
- ・指針に反する行為の情報提供

担当者：野崎健吾

メールアドレス：<mailto:anzen@judo-ishikawa.com>

電話番号：090-2038-1866

コロナ関連窓口は上記で統一します。以下、それぞれのケースにおける連絡手順となります。

・感染者が出た場合

窓口 → 委員長（報告書の精査） → 対策委員会全メンバー → 加盟団体へ伝達（但し、内容によって連絡手段、範囲、対応が異なる場合がある）

・指針に反する行為の情報提供

窓口 → コンプライアンス委員長（委員会内による事実確認等）（※以降は内容によって） → 対策委員会 → 常任理事会 → 懲戒規定に則り対処

【総括】

本連盟として日頃の感染症対策を万全に行なったうえで、各種活動を継続させていきたいと考えています。指導者の皆さまは、常に社会情勢に耳を傾け、その時々に適した活動を行なっていただきますようお願い申し上げます。指導者、選手、ご家族の一人ひとりの行動が重要となります。世の中の流れに抗わず、自他共栄の精神をもって行動いただきますようお願い申し上げます。